

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に掲げる事項)

2020 年 12 月 29 日

株式会社NTTドコモ

2020年12月29日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話」といいます。）から、2020年11月27日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（ただし、当社及び日本電信電話を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といい、本売渡株主が所有する当社普通株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本電信電話に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました結果、2020年12月29日をもって、日本電信電話が本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）

2020年12月29日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）

取得日までに、会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求はなされておりません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日までに、会社法第179条の8第1項の規定に基づき、その所有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の数（会社法施行規則第33条の8第4号）

当社普通株式 275,852,990 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 5 号）

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第 33 条の 8 第 6 号）

該当事項はありません。

7. その他株式売渡請求に係る売渡株式の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第 33 条の 8 第 7 号）

本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について日本電信電話が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上